

2020年5月14日

地域サッカー協会・都道府県サッカー協会
専務理事 各位

公益財団法人 日本サッカー協会
JFA サッカーファミリー支援対策本部

JFA 選手登録料（分担金）の免除措置について

本協会では、本年4月にJFA サッカーファミリー支援対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルスの拡大により、特に経済的に大きな影響を受けているサッカーファミリーに対する、財政支援、各種情報発信等の各種支援施策の検討を進めております。

その一環として、本協会に登録する選手(あるいは登録予定者)からの自己申告に基づき、下記の通り、特別措置として2020年度のJFA 選手登録料(分担金)の免除対応を実施致します。

なお、本件については、JFA 公式ウェブサイト「JFA.jp」上の特設サイトにも掲出し、KICKOFFを通じて登録チームへもご案内致します。

記

1. 本特別措置の主旨

新型コロナウイルスで経済的な影響を受け、困窮しているサッカー選手、フットサル選手（ビーチサッカーも含む）に対して、JFA 選手登録料（分担金）を免除するもの。

2. 免除対象

以下カテゴリのJFA 選手登録料(分担金) を対象と致します。

- ・ サッカー選手個人
- ・ フットサル選手個人（ビーチサッカー含む）

※ 2020年度初回登録時のみを対象と致します。

3. 免除額

各登録料のうちJFA 選手登録料（分担金）にあたる金額。

※機関紙購読料、チーム登録料、監督登録料は通常通り納付いただきます。

JFA

種別		サッカー選手	フットサル選手
第1種		2,000円	1,000円
第2種		1,000円	700円
第3種		700円	500円
第4種			
女子	リーグ/一般/大学	18歳以上 2,000円	-
	高校/クラブ高校	18歳未満 1,000円	
	中学/クラブ中学	15歳未満 700円	
シニア		1,500円	

4. 免除対応方法

以下いずれの場合においても、免除を希望される各チームからの申請に基づき、チームに所属する選手個人の JFA 選手登録料(分担金)を免除致します。免除方法については、以下分類ごとにそれぞれ、JFA から直接、対象チームへの返金対応、あるいは対象チームへの事前支給の対応を致します。JFA からチームへの返金・事前支給の手続きは、ご指定銀行口座へのお振込にて実施致します。なお、原則として各チームからの申請は 1 回にまとめていただき、返金あるいは事前支給のいずれかの免除方法を選択いただくことを予定しております。

① 5月14日時点で既に登録済み(登録料支払済み)のチームに所属する選手の申請分

- ・ 免除を希望する選手はチーム責任者に伝え、チームにて所属選手全員分の免除希望を取りまとめて頂きます。
- ・ 登録責任者等のチームを代表される方は、チーム名、チーム登録番号等の情報、選手名、選手登録番号等の選手情報について、JFA が Kickoff で案内する所定の WEB フォームにて、JFA へ申請頂きます。
- ・ 確認後、JFA は、対象チームへ免除申請のあった選手全員分の JFA 選手登録料（分担金）をまとめて返金致します。

② 5月14日時点で申請済み(登録料支払未済)のチームに所属する選手の申請分

- ・ 既に申請済みチーム分については、原則、各 FA による承認作業、各チームによる登録料

JFA

の支払いをお済ませください。その後の手続きは、上記①と同様です。

③ 5月14日時点で申請がお済みでないチームに所属する選手の申請分

- ・ 免除を希望する選手はチーム責任者に伝え、チームにて所属選手全員分の免除希望を取りまとめて頂きます。
- ・ 登録責任者等のチームを代表される方は、チーム名、チーム登録番号等の情報、選手名、選手登録番号等の選手情報について、JFAがKickoffで案内する所定のWEBフォーム（WEBフォームのURLが不明な場合は、JFA.jp上で問い合わせが可能）にて、JFAへ申請頂きます。
- ・ 確認後、JFAは、対象チームへ免除申請のあった選手全員分のJFA選手登録料（分担金）をまとめて事前支給致します。

5. その他

- JFA公式ウェブサイト「JFA.jp」上の特設サイトは下記URLをご参照ください。
<http://www.jfa.jp/ffsupport/>
- 本対応は、JFAによるサッカーファミリー支援の一環で行うものです。地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、その他各種連盟等に関する登録料の取り扱いにつきましては、各団体の判断に基づきご対応いただきますようお願い致します。
- 加盟チーム規則第5条に定める登録手続きの期日については、原則として4月末日となっておりますが、今回のコロナウイルスの影響等を踏まえ、都道府県サッカー協会の判断において柔軟に対応いただいております。

6. 本件問い合わせ先

公益財団法人 日本サッカー協会

JFA サッカーファミリー支援対策本部（担当：田村 / 樋口）

Mail: JFA_corona_headquarters@jfa.or.jp

以上